

災害時における避難者等に対する理容・美容サービス業務の提供協力に関する協定書

寒川町（以下「甲」という。）と神奈川県理容生活衛生同業組合茅ヶ崎支部（以下「乙」という。）並びに神奈川県美容業生活衛生同業組合茅ヶ崎支部（以下「丙」という。）は、避難者等に対する理容・美容サービス業務（以下「業務」という。）の提供協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、寒川町内において地震等の災害が発生し、甲が開設した避難所（以下「避難所」という。）において住民の避難生活が長期化した場合、乙及び丙が業務を提供協力するにあたっての必要な事項を定めることにより、避難所における公衆衛生の向上と避難生活における住民の精神的安定を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 前条に定める「避難生活が長期化した場合」とは、避難状態が概ね2週間を経過し、かつ引き続き避難生活が継続されると認められる場合をいう。

（業務の内容）

第3条 業務の内容は、理容師法（昭和22年法律第234号）第1条の2並びに美容師法（昭和32年6月3日法律第163号）第2条第1項に定めがあるもののうち、業務履行が可能なものとする。

（業務の提供者）

第4条 業務の提供者は、理容師法に定める理容師免許を有する者で、乙の組合員又は乙の組合員の経営する理容所の従業員もしくは美容師法に定める美容師免許を有する者で、丙の組合員又は丙の組合員の経営する美容所の従業員（以下「組合員等」という。）とする。

（業務の対象者）

第5条 業務の提供を受けることができる者は、避難所に避難している住民等で、第2条に定める状態に該当する場合に限るものとする。

（業務の提供協力の依頼）

第6条 甲は避難生活が長期化した場合において、乙及び丙に対し業務の提供協力を依頼することができるものとする。

2 甲は、乙及び丙に業務の提供協力を依頼するときは、理容・美容サービス業務の提供協力依頼書（第1号様式）により依頼するものとする。

3 乙及び丙は、甲から前項に定める業務の依頼があった場合は、乙又は丙どちらの組合員等を派遣するか協議するものとする。

（業務の提供及び報告）

第7条 乙又は丙は、甲から前条に定める依頼があった場合は、乙又は丙の組合員等を甲の指定する避難所へ派遣するものとする。

2 乙及び丙は、業務が完了したときは、理容・美容サービス業務の提供協力報告書（第2号様式）により、甲に報告するものとする。

（費用負担）

第8条 乙及び丙が業務を提供するために要した化粧品等の消耗品（以下「消耗品」という。）にかかる費用は甲の負担とする。

2 前項の費用は、当該消耗品の災害発生直前における小売価格を基準とする。

（請求及び支払）

第9条 乙及び丙は、業務の終了後、前条第2項の消耗品価格に関する明細書を添付のうえ甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙又は丙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（法令等の遵守）

第10条 甲、乙及び丙は、日本国の法令（寒川町条例、規則等を含む。）を遵守するものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲乙丙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の3箇月前までに、甲、乙又は丙から何ら意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この期間を延長し、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和4年4月19日

甲 寒川町宮山165番地
寒川町
寒川町長 木村 俊雄



乙 茅ヶ崎市南湖二丁目13番44号
神奈川県理容生活衛生同業組合茅ヶ崎支部
支部長 青木 哲也

丙 茅ヶ崎市元町4番4号
神奈川県美容業生活衛生同業組合茅ヶ崎支部
支部長 川内 憲

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

神奈川県理容生活衛生同業組合
茅ヶ崎支部 支部長 様
神奈川県美容業生活衛生同業組合
茅ヶ崎支部 支部長 様

寒川町長

理容・美容サービス業務の提供協力依頼書

「災害時における避難者等に対する理容・美容サービス業務の提供協力に関する協定書」
に基づき、下記のとおり業務の提供協力を依頼します。

記

希望実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで
実施場所	住所： 施設名：
業務提供希望者	約 人
備考	

※連絡先：担当者

電話

FAX

第2号様式（第7条関係）

年 月 日

寒川町長 様

神奈川県理容生活衛生同業組合
茅ヶ崎支部 支部長
神奈川県美容業生活衛生同業組合
茅ヶ崎支部 支部長

理容・美容サービス業務の提供協力報告書

年 月 日付けで依頼のあった理容・美容サービス業務の提供について、
業務を完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

実施日時	年 月 日 () 時 分から 時 分まで		
実施場所	住所： 施設名：		
業務提供を受けた人数 及び業務別内訳	人		
	内訳	1 理容サービス	人
		2 美容サービス	人
業務従事者	人		
	内訳	1 理容師	人
		2 美容師	人
備考			

※連絡先：担当者

電話

FAX